
西成地域 日雇労働者の

就 労 と 福 祉 の た め に

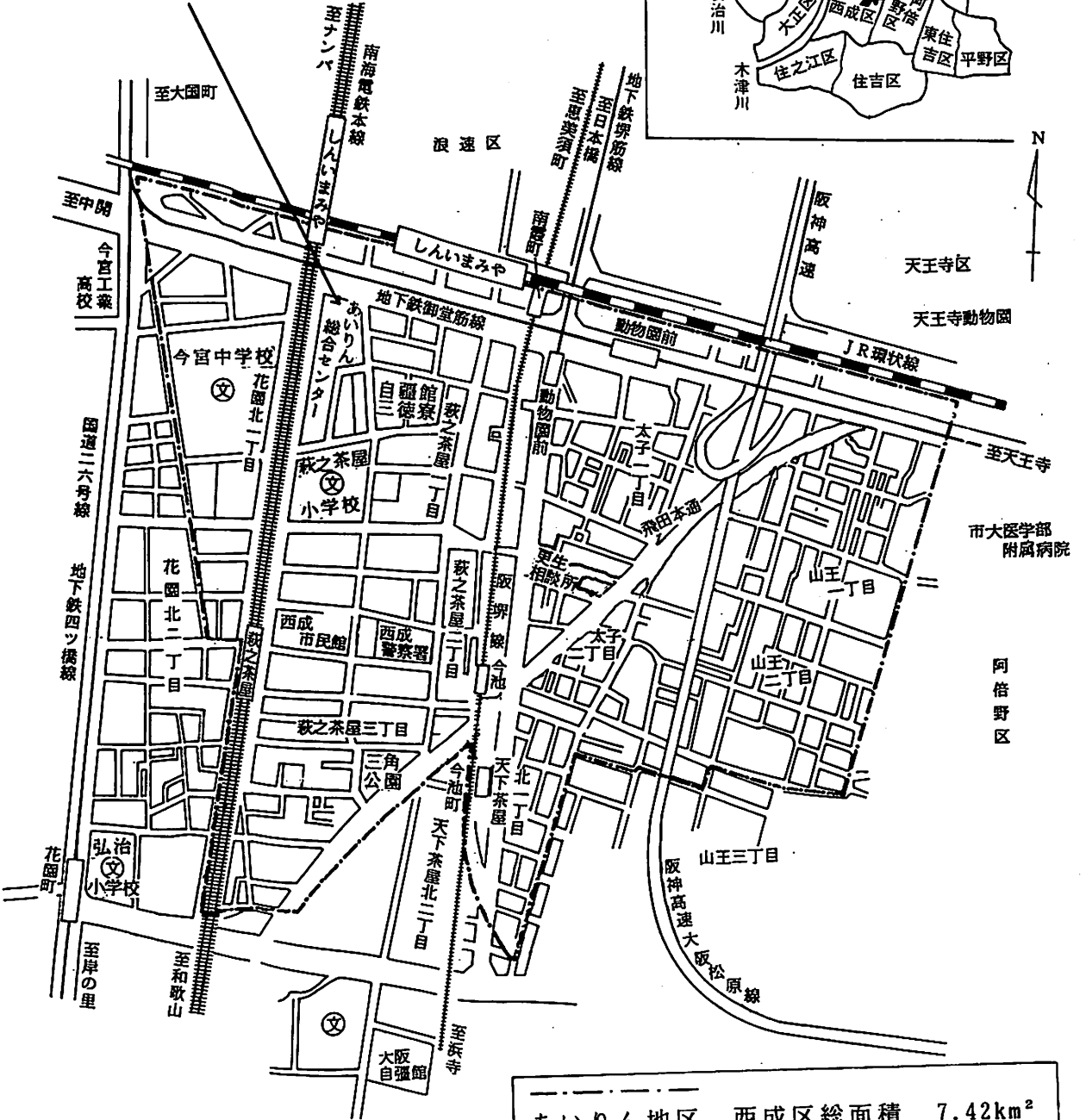
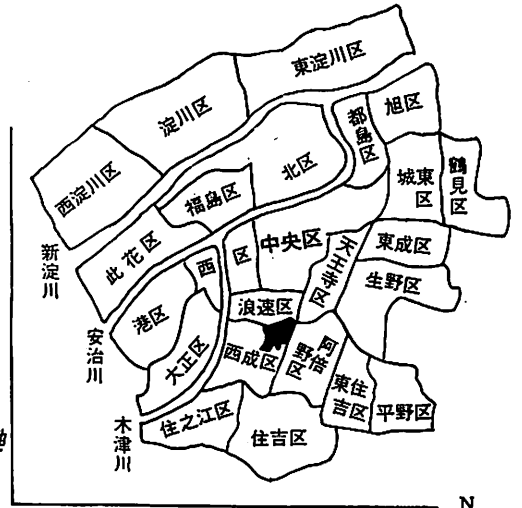
第32号

1993(平5)年度
事業の報告

財団法人 西成労働福祉センター

あいりん地区周辺要図

西成労働福祉センター
 あいりん労働公共職業安定所
 大阪社会医療センター
 勤労者福祉協会管理室



あいりん地区	西成区総面積	7.42km ²
	あいりん地区	0.62km ²
	(西成区総面積の8.4%)	

発 刊 に あ た っ て

財団法人西成労働福祉センターは、1961（昭和36）年8月1日に発生した第1次釜ヶ崎事件を契機に、官民一体となって、あいりん地区労働者の雇用の安定・福祉の向上と生活の安定を図るべく、翌年10月1日に設立されたものであります。

この間、大阪府をはじめ関係行政機関、地域の諸団体各位の御援助と御協力を得ることにより、当センターに課せられた目的を微力ながら果たして参ることができ、この機会を借りまして、厚くお礼申し上げます。

この年報は、当センターが1993（平成5）年度に実施した諸事業の概要を取りまとめたものであります。御一読いただき、あいりん地区労働者の就労と生活並びに当センターの事業の実態・意義について御理解を戴ければ幸いです。

あいりん地区労働者の多くが就労する建設業は、重層的下請制度であり、その労働力を中小・零細企業である下請企業に依存しております。

当地区は臨時・日雇等の不安定雇用の労働市場であり、その求人の9割強を建設業に依存しており、不況期においては求人が極端に減少し、地区労働者の生活基盤を脅かしています。

この建設業の持つ雇用・就労状況が、あいりん地区労働者を取りまく労働と生活に複雑多岐に亘る諸問題の原因の一つともなっております。

この様な現状を考えますと、建設労働者雇用改善法等の労働法を遵守することにより、近代的労働市場を育成し、きめ細かな労働者福祉の推進に一層努力する必要があると痛感いたします。

平成3年10月以降急速に悪化した地区の日雇現金の就労状況は、対前年比で平成3年度約11%、平成4年度約37%、平成5年度約14%と3年度にわたる減少となり1986（昭和61）年の水準まで後退しました。

また、3年にわたる長期の不況は高齢労働者には取り分け厳しいものとなっており、これら労働者の求人確保に一層努める必要があります。

このため、平成5年度から高齢者求人開拓事業を開始し、高齢者向け求人の確保に努めてまいりましたが、思うような成果を上げるまでには至りませんでした。

技能資格取得促進事業においては、ガス・アーク溶接の技能講習を実施し、中・高齢者の就労を促進するよう援助してまいりました。

平成5年度は、地区労働者にとりましては厳しい環境でありましたが、本年6月には現金求人が33ヶ月ぶりに対前年同月比で約10%上昇となるなど少し明るい兆しも見えはじめております。

当センターとしても、今後とも一層求人開拓に努めてまいりますが、あいりん地区の関係諸機関の一層の御支援を切望致しますとともに、特に産業界各位の御理解を強くお願い申し上げる次第であります。

最後に、当センターに対しまして今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

1994(平成6)年8月

財団法人 西成労働福祉センター

理事長 橋 本 昭 世

目 次

I センター設立趣旨・組織	1
1. 寄付行為(抜粋)	1
2. 役員名簿	2
3. 組織図	3
4. 1993(平成5)年度の概況	4
II 職業紹介事業	6
1. 職業紹介	6
(1) 日雇(現金)の求人・紹介状況	6
(2) 期間雇用、一般雇用の求人・紹介状況	7
(3) 高齢者求人開拓・紹介状況	7
2. 窓口紹介の概況	30
3. 就労の正常化	34
(1) 求人事業所の登録	34
(2) 就労正常化促進特別指導	34
(3) 無届求人指導	35
(4) 一般事業所指導	35
(5) 事業所訪問	36
(6) 求人開拓	37
(7) 事業主懇談会	37
(8) 求人事業所	38
(9) 建設業退職金共済制度の啓発	38
4. 労働相談	49
(1) 労働相談取扱・処理状況	51
(2) 関係事業所分布と就労現場分布	52
(3) 労働基準監督署への申告	54

(4) 労働相談の内容	55
Ⅲ 労働者福祉事業	58
1. 労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業	58
(1) 労働災害に関する相談	58
(2) 休業補償給付の立替貸付	60
(3) 新規立替貸付者状況	61
2. 福利厚生	70
(1) 技能資格取得促進事業	70
(2) 健康医療相談	71
(3) 一般生活相談・家庭身上相談等	72
(4) 広報活動	73
(5) 文化・娯楽	74
(6) その他の相談	74
(7) シャワー室の無料開放	75
(8) 日雇労働者福利厚生措置事業	75
(9) 雇用保険と健康保険 =参考資料=	75
(10) センターだより	78

I センター設立趣旨・組織

1. 寄附行為（抜粋）

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、財団法人西成労働福祉センターと称する。

（事務所の所在地）

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市西成区萩之茶屋 1 丁目 3 番 44 号に置く。

（目 的）

第 3 条 この法人は、職業の不安定な者が多数居住している特定の地域における労働者の職業の安定を図るとともに、これらの者の福祉の増進に努め、もって労働者の生活の向上に資することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働大臣の許可を得て行う無料の職業紹介事業
- (2) 職業に関する相談及び指導
- (3) 労働者のための福利厚生事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 役員名簿

(表I-1)

(任期 平成 5年 3月31日～平成 7年 3月30日)

(順不同)平成 6年 4月16日現在

役職名	氏 名	所 属	所 在 地・電 話
理事長	橋 本 昭 世	財団法人西成労働福祉センター	〒557 西成区萩之茶屋1-3-44 ☎ 641～0131
専務理事	辻 中 由 之	財団法人西成労働福祉センター	〒557 西成区萩之茶屋1-3-44 ☎ 641～0131
理 事	安住正八郎	雇用促進事業団 大阪雇用促進センター所長	〒541 中央区南本町 2-6 明治生命堺筋本町ビル11F ☎ 264～5181
理 事	足 立 公 夫	大阪市民生局長	〒530 北区中之島1-3-20 ☎ 208～8010
理 事	家 留 成 明	社団法人 大阪府トラック協会 専務理事	〒536 城東区鳴野西 2-11-2 ☎ 965～4002
理 事	今村祐三郎	社団法人大阪建設業協会 専務理事	〒540 中央区北浜東 1-30 ☎ 941～4821
理 事	岡 田 元 弘	社団法人大阪労働者福祉協議会 専務理事	〒540 中央区北浜東 3-14 府立労働センター☎ 943～6025
理 事	岡 本 克 一	大阪府労働部長	〒540 中央区大手前 2 ☎ 941～0351
理 事	河 本 末 吉	全日本港湾労働組合 関西地方本部地方執行委員長	〒552 港区築港 1-12-27 ☎ 572～2194
理 事	真 場 成 人	社団法人大阪労働者福祉協議会 理事	〒540 中央区北浜東 3-14 府立労働センター☎ 943～6025
理 事	西 辻 實	財団法人大阪労働協会 理事長	〒540 中央区北浜東 3-14 府立労働センター☎ 942～0001
理 事	山 岡 週 治	社団法人大阪府建団連 会長	〒540 中央区島町 2-1-5 ☎ 946～2131
理 事	渡 瀬 浩	元京都大学教授	〒593 堺市新家町 1-29 ☎0722～36～9391
監 事	大 内 英 輔	雇用促進事業団 大阪雇用促進センター総務課長	〒541 中央区南本町 2-6 明治生命堺筋本町ビル11F ☎ 264～5181
監 事	杉 本 信 夫	大阪府労働部次長	〒540 中央区大手前 2 ☎ 941～0351

3. 組 織 図

(1994年4月1日現在)

(図I-1)

(分担事務)

